

(百万フラン)

收	入	支	出
保険料	17,896.2	医療給付	23,117.7
国庫負担	9,523.-	社会的疾病	1,612.8
失業	764.3	安全割増	693.5
社会的疾病 医療給付費の27%	1,683.3 7,075.4	事務費	2,388.-
国際協約	412.5	社会立法によるもの	
その他	188.-	旧制度の赤字解消	201.3
不足	672.7	国際協約	528.2
計	28,692.4	計	28,692.4

れた。

b) 支出

できるだけ厳密な推計をするために、各給付について被保険者の種別（筋肉労働者、一般被用者、鉱内夫、配偶者、子、年金受給者、廃疾者等）ごとに推計された。短期間のデータでは、季節的疾病、流行病などによる影響をうけるので、1956年からの長期間のデータが推計に用いられた。

医療給付費23,117.7百万フランの内訳は、

一般診療 6,438.6百万フラン

医療補助者にかかるもの

1,320.1 ヶ

専門的診療 3,677.5 ヶ

外 科	1,207.6	百万フラン
産婦人科	391.1	ヶ
入 院	4,463.1	ヶ
そ の 他	212.6	ヶ

となっている。

これらの費用の「安全割増」は最高5%まで見込むことが認められているが、この修正率をいくらにするかは、医療費を決定する数多くの変動要因に関係するためきわめてむずかしいが、1969年度については3%と評価された。

最後に過去の予算についてみると、1966年度決算から1969年度予算について収入の増は21.95%であるのに対し、支出は27.1%とな

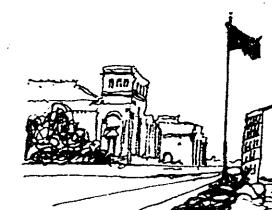
っている。1964年の改革は、こうした医療保険財政の慢性的不均衡を緩和するために行なわれたのに、1969年度予算すでに9億フランにのぼる赤字が予測されている。

国庫負担も毎年増加し、1966年に較べて1969年度の保険料収入が指数で117.2であるのに対し、国庫負担額は132となっている。支出の増加のうちでも入院費の増は驚くべきもので、1966年から1969年度予算までに46.2%も増加している。

(Andree SACREZ, *Orientation mutualiste*
Juin 1968)

(藤井良治 厚生省)

西ドイツの年金保険財政調整



西ドイツの年金保険のうち、労働者年金保険と職員年金保険のあいだの財政調整が焦眉

の急となっている。

政府、連邦銀行および年金保険保険者連合

会は、年金保険財政について宿命的なものとしての評価をしているが、そのもとになるものは、近年における両保険のあいだの発展のいちじるしいちがいである。工業における雇用が減少または停滞すると、企業における職員の割合は大きくなり、また農業および工業部門から事務系部門への転職が行なわれる。立法関係者は、2、3年前、職員年金保険への配慮から、労働者年金保険へ就業期間中の保険料の一部を払込んでいる年金受給者にたいする給付についてその部分の補償を BFA に求めるために、通算保険の財政調整を行なうべきであると主張したが、いまや財政調整は、職員年金保険から労働者年金保険へ逆の方向へ行なわれなければならなくなっている。そのような提案が SPD によってなされており、社会顧問団は、立法関係者を同様な方向にせきたてるにちがいない覚書をもつか作成中である。立法関係者は、いまやついに社会政策委員会において審議されようとしている3年金保険改正法——エアハルト政権のときの法案いらい2年も過ぎている——において、そのような結論を出さざるをえなくな

っている。これによって同時に、立法関係者は、景気後退のさいも即時の保険料引上げなしにやっていくのに必要と思われる準備金の額をはっきりさせなければならなくなっている。このため、新しい保険技術的な財政均衡の提案の可能性と必要性が生じている。

ところで、社会顧問団が、連邦政府に提出する覚書のなかで、公的年金保険の統合について賛意を表明していることが、大きな反響を呼んでいる。分立している年金保険を統合することには、ドイツ職員労働組合から使用者側に至るまで反対の態度をとっており、また連邦労働大臣も、統合保険は議論にならないということを急いで表明したが、顧問団の考え方も無視されるべきでないという意見もある。西ドイツでは、2回のインフレーションの経験から必然的に年金を積立方式によつてまかなのでなく、賦課方式によってまかなかうことが決められ、保険料が課税の性質をもつようになっていらい、年金保険の伝統的な分立が不明確になっている。

いまのところ、連邦補助、一方の保険者から他方の保険者への貸付け、またはその他の

方法がとられることによって、決定的な保険財政の健全化をはかることは延期される可能性もあるとみられている。したがって、そのばあいには、職員保険の独立性と財政権はそのまま残るであろう。ともかく、年金保険の長期的な財政健全化は、避けられないときになつてはじめて、立法関係者の議事日程にのぼってくるであろう。

以上のように労働者年金保険と職員年金保

労働者年金保険（単位・100万マルク、%）

年	収入(A)	支出(B)	A/B
1962	16,003	14,857	107.7
1963	17,073	15,905	107.3
1964	18,736	16,919	110.7
1965	20,521	20,066	102.3
1966	21,970	21,945	100.1

職員年金保険（単位・100万マルク、%）

年	収入(A)	支出(B)	A/B
1962	8,033	7,125	112.7
1963	8,723	7,747	112.6
1964	8,966	8,543	105.0
1965	11,248	9,761	115.2
1966	12,415	10,920	113.7

(資料) Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland 1967.

險の財政調整あるいは統合問題が起きているが、最近の両保険の財政状況はつぎのとおりである。

両保険とも現在のところ赤字は生じていなが、収支の差は縮小の傾向にある。特に労働者年金保険（被保険者数1,621万人）の収支の差は、1966年においてほとんど0であり、67年以降赤字さえ予想されている。職員年金保険（被保険者数872万人）の方は、ほぼ横ばいの状態であり、けっして収支の差は大きくないが、労働者年金保険に比べるとまだ財政的には安定している。毎年、年金および保険料の引上げが行なわれており、1969年1月1日から年金が8.3%引上げられるとともに、これにたいして保険料率も15%から16.5%へ引上げられたが、年金の8.3%引上げによる支出増は、両保険合わせて約22億マルクと見積られている。保険料率は、中期財政計画では16%が予定されていたが、年金の8.3%引上げにより労働者年金保険において赤字が生じることが予想され、連邦労働省社会顧問団が赤字処理問題について検討した結果、16%への引上げが必要とされたものである。この

ような両保険の財政状況からして財政調整あるいは統合の問題が論議されるようになったのである。

Rentenversicherung Finanzausgleich, *Arbeit und Sozialpolitik*, 7, 1968, s. 209.

ニュース断片

19

Einheitsversicherung? *Arbeit und Sozialpolitik*, 9, 1968, s. 307.

Statistisches Jahrbuch, 1967, ss. 406~407.

(石本忠義 健保連)

フランスのグルネル協定



昨年5月パリ大学の紛争に端を発し、労働者によるゼネストにまで発展した、いわゆる「5月革命」によってフランスが経済的・社会的に大きな打撃をうけたことはまだわれわれの記憶に新しい。この5月危機の收拾段階で、労働者側は政府と、賃金から社会保障にわたる諸問題について協定を結んだ。この協定締結のための協議は、5月25日から27日までの3日間にわたって社会大臣の住むグルネル街のオテル・デュ・シャトレで行なわれたため、「グルネル協定」とか「シャトレ協

定」と呼ばれている。以下、1936年のマチニヨン協定と対比すべき意義をもつといわれるこのグルネル協定の概要を紹介する。

1. SMIGの時間当たり賃金

SMIGの時間当たり賃金は、1968年6月日より3フランに引上げる。

農業に適用される最低保障賃金は、農業経営者の職業組織および被用者の労働組合組織ならびに労働組合の全国連合会の諮詢をうけて定める。最低保障賃金の引上げは、現に準拠している法令または労働協約の規定に対し